

# 伊勢神宮ゆかりの地を巡る文化観光ツアー業務委託 仕様書

## 1 業務の目的

三重県では令和2年に制定された文化観光推進法への対応として、文化についての理解を深めることを目的とする文化観光の在り方を検討する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症拡大により減少した県立文化施設の利用者数の回復や観光地には立地していない県立文化施設への誘客には、有効な仕掛けや動機づけが必要と考えられる。

そこで、三重県の歴史・文化を紹介する三重県総合博物館と齋宮歴史博物館を「三重の歴史・文化を知る・学ぶ拠点」として位置付け、学芸員による解説・紹介により三重の歴史・文化を学んだのち、県内の文化観光地を訪れる、文化観光ツアーを試行し、これまでと違った三重の歴史・文化の新たな魅力発見につながるかを検証する。

具体的には、まず三重県総合博物館で伊勢参宮の文化を、齋宮歴史博物館で伊勢神宮に仕えた齋王について学び、齋宮跡を散策してから、昼食には平安時代の食事を再現した「齋王弁当」を提供する。さらに、現代に唯一残る御師の館「旧御師丸岡宗大夫邸」を訪れ、最後に伊勢神宮を訪れる文化観光ツアーを実施し、参加者の動向観察やアンケートなど、効果を測定する調査を実施し、報告書にまとめる。

## 2 業務名

伊勢神宮ゆかりの地を巡る文化観光ツアー業務

## 3 委託期間

契約日から令和5年3月24日（金）

## 4 業務委託の内容

### (1) ツアーの催行・運行管理

下記のツアー概要に基づき、ツアーを実施する。

### (ツアー概要)

津駅、名古屋駅、大阪駅発着のツアーを各1回実施する。それぞれバス1台で催行し、各回、10名以上30名以下の参加者とする。ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため、正座席45名以上の大型バスで実施する。

#### ○開催時期

令和5年2月11日（土）：津駅発着

2月25日（土）：名古屋駅発着

3月5日（日）：大阪駅発着

#### ○行程（3発着地とも下記ルートを使用）

各駅集合 → 三重県総合博物館 → 齋宮歴史博物館・いつきのみや歴史体験館 → いつきのみや交流センター（昼食：齋王弁当）→ 旧御師丸岡宗大夫邸 → 伊勢神宮内宮 → 各駅解散

○参加資格

- ・ ツアー参加者は、18歳以上の成人とする。
- ・ 参加者は、名古屋駅発着の場合、愛知県内に勤務先もしくは住所のある者に限る。また大阪駅発着の場合、大阪府内に勤務先もしくは住所のある者に限る。
- ・ 参加者にはツアー内容を各自のSNSで発信することを求めるので、SNSを利用できる者に限る。

① 文化観光ツアーにかかる事業者の工夫

- ・ 受託者はバス運行中や見学中に、三重の歴史・文化の魅力や多様性等を的確に伝え、本ツアーの内容を充実させる企画を提案し、実施すること。
- ・ 参加者が自らのSNSで情報を発信したくなる方法を提案し、実施すること。

② バスの仕様

以下の要件を満たすものとする。

- ・ 正座席が45席以上の車両
- ・ 運転手1人
- ・ 添乗員1人
- ・ 冷暖房が完備されていること

③ 参加者誘導等

- ・ 各訪問施設において、バスの集合場所から各訪問施設の送迎及び誘導等を添乗員が安全に配慮して円滑に行うこと。
- ・ ツアー参加者が各施設・訪問先で案内人からの説明が聞き取りやすいように、ツアーガイド用イヤホンを用意し人数分準備し利用させること。

(2) 参加者の募集・周知・取りまとめ管理

① 参加者の募集方法

参加者がツアーに関心を持つよう魅力的かつ効果的な広報の手法を提案し、募集を行うこと。

② 参加者の募集取りまとめ

- ・ 参加者の予約を受け付け、取りまとめること。
- ・ 参加者は先着順で受け付け、各回最大定員30名に到達次第、受付を終了すること。

③ その他

- ・ 参加者には、以下の各館入館料等を負担していただくものとする。よって、その費用は、見積りに含めない。

発着地	金額(税込)
津駅・名古屋駅・大阪駅	2,560円

(内訳)

昼食代金(斎王弁当)	1,600円/人
三重県総合博物館観覧料	520円/人

齋宮歴史博物館観覧料	340 円／人
旧御師丸岡宗大夫邸	100 円／人

### (3) 事前学習会

ツアー催行前の学習により参加者の知的好奇心を高めるとともに、文化観光ツアーをより充実したものにするため、下記概要に基づき事前学習会を大阪で開催する。受託者は、参加者の募集方法、会場の確保、当日の管理運営、効果の測定方法等について提案し、事前学習会を実施すること。

(概要案)

日 程：令和5年1月29日(日) 14時～15時30分

場 所：大阪市内

タイトル：伊勢参宮の歴史と文化  
～伊勢齋宮からおかげ参りまで(案)

講 師：齋宮歴史博物館・三重県総合博物館学芸員

司 会：三重県職員

参加料：無料

参加者数：100名

オンライン中継：インターネット経由でオンライン同時中継を実施

動画編集：学習会を後日インターネットで視聴できるよう動画に編集

### (4) 事業の検証

今回の事業の効果を検証するため、アンケート調査等、効果を測定する方法を提案し、調査を実施すること。

なお、検証結果は取りまとめたうえで、報告書として提出すること。

検証の対象は以下の通りとする。

- ① 事前学習会の効果
- ② 文化観光ツアーの効果
- ③ 参加者のSNSによる情報発信状況
- ④ アンケート調査やSNS発信に参加者が協力したくなる工夫
- ⑤ 三重県の文化観光に県立博物館等を組み込むことの可能性

## 5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとする。また打合せ場所は基本的に三重県環境生活部内とする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行う。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施する。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は三重県に属するものとする。
- (5) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りで

はないものとする。

- (6) 事故や自然災害等により事業の遂行に支障が発生した場合に、現地の状況に基づき、ツアー実施の可否について適切な判断を行い、参加者の安全確保や関係機関への連絡、報告、代替車両の手配等迅速な対応を行わなければならない。
- (7) 本業務で知りえた個人情報は個人情報保護法によって適切に処理し、第三者に漏洩することがあってはならない。
- (8) ツアー催行及び事前学習会において、感染症対策を講じること。また、ツアーの安全・安心な運行を心掛けるとともに、円滑な行程管理を行うこと。
- (9) 事前に各施設とのツアーに関しての打合せを十分に行うこと。

## 6 必要書類の提出等

受託事業者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県環境生活部文化振興課（以下「本課」という。）に以下の書類を提出するものとする

- (1) 業務計画書
- (2) その他三重県が必要とする書類

## 7 納品する成果品

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和5年3月24日(金)のいずれか早い日までに、業務完了報告書（様式任意、A4版・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けることとする。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならない。

- (ア) 委託業務の実施内容
- (イ) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (ウ) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (エ) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (オ) 上記資料に関する電子データ 1式（CD-R等）

## 8 特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守する。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意する。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - (ウ) 委託者に報告すること。
  - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者

と協議を行うこと。

- (3) 受託者が、(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。